



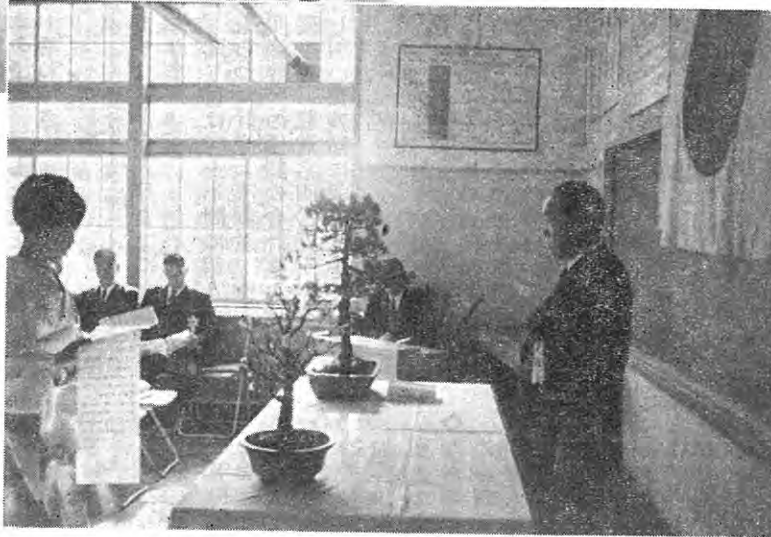
広報いずみざき

村民の動き

世帯 人口	村民の動き	
	本月	前月
教男女計	1,063	1,063
	2,860	2,862
	2,901	2,898
口	5,761	5,760

【毎月 15日発行】

編集者 柴田 一雄
 総務課長 柴田 一雄
 発行所 泉崎村役場
 印刷所 ワタベ印刷所



農業に挑む 若い力に期待 44年度成人式

昭和44年度成人式は1月15日、10時から中学校に成人者92名、来賓30名を迎えて行なわれた。

式は君が代に始まり、村長式辞、成人証書や記念品が渡されたあと来賓祝辞が印刷配布された。そのあと成人者代表の「農業に生きるために努力する」誓いのことばが力強く述べられ、参列者に深い感銘をあたえた。式後、感想文、論文の発表と表彰があつた。

【入選者】石塚 正一
 木野内重信 佐川 春男
 中野目マリ子(発表者)
 小針 春枝

〔写真・上〕
 祝福をうける成人者
 〔下〕農業に生きる
 決意を誓う成人者代
 表小針春枝さん

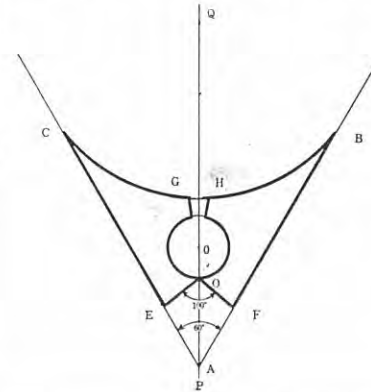
- 【作図法】
- ① 縦横の比は2:3とし縦の20分の1を1とする。
 - ② 中心Oは横15の中央線と縦8(Pから)の交点である。
 - ③ 中心O半2の円を描く。
 - ④ 中心Oより7.5のA点より60°
 $AB=AC=17$ としBCを求める
 - ⑤ $\angle EDF=100^\circ$ としDE・DFを求める。
 - ⑥ $OQ=14$ 、中心Q半径QBの円を描き
 $\angle GOH=20^\circ$ とし交点GHを求める。

▽▽ 母子健康センター完成 △△
 〓 近く開所の予定 〓

母子健康センターの建築については、昨年の二月に東、中島、泉崎の各村長が、安心してお産が出来て、生れて来る子供を丈夫に育て、しかも料金も安くあげられるよう、村民各位の要望にこたえ、三村共同で母子健康センター設立について努力して参りましたが、昨年の十月一日に県の認可を得て東村の刈敷坂地内に、床面積二七一・四九平方米、総工費一、一七〇万円で工事に着手し二月五日に完成致しました。

こんど完成したセンターには、常時九人を収容することが出来ます。なお詳細については次号でお知らせします。

△住民課▽



村章、村旗の書き方
 先月号で村章、村旗の図案をお知らせしましたが、本号で書き方をお知らせします。

++ 選挙人名簿の登録について ++

選挙人名簿の登録については皆様すでに御承知のことと存じますが、三月の定時登録時期が近づいて参りました。次に該当されます方は、来る三月一日までに申出て下さい。

選挙人名簿に登録されませんと選挙権があつても投票することができなくなりますので、忘れずに申出て下さい。

(1) 昭和四十四年三月一日までに

村立幼稚園児募集

昭和四十四年四月入園の幼稚園児を次の要項により募集します。

一、目的
就学前の幼児教育の重要性にかんがみ、適切な環境のもとで幼児を保育し、その心身の発達を助長するものとする。

二、予定人員
泉崎幼稚園(一小校区) 六〇名
分園(二小校区) 五〇名

三、入園資格
昭和三十八年四月二日より昭和三十九年四月一日までに出生した者で、村内に居住しているもの。又は入園時までに居住を予定しているもの。

四、授業日
日曜、祝祭日、夏期、冬期、春期休業を除く毎日とする。

五、授業時間
四月一日より十月三十一日まで(午前八時より午後一時三十分まで)
十一月一日より三月三十一日まで(午前八時三十分より午後二時まで)

六、授業料
月額 七〇〇円

七、その他
① 教材費月額三〇〇円
② 昼食各自携行

八、入園手続き
二月二十五日まで所定用紙により幼稚園に申込むこと。
▽詳細についてのお問合せは幼稚園または村教育委員会にお尋ねください。

満二十才に達し、かつ引続き本村に住所を有する者。

(2) 本村に住所を有し年令が満二十才以上の者で選挙人名簿に登録されていない者。

◎なお名簿登録の申出時期は法に基き毎年三月、六月、九月、十二月の各月の一日までとなつております。詳しいことは選挙管にお尋ね下さい

まり、三月十五日までになつております。

二、贈与税は、一年間に個人からもらつた財産(不動産、株式、現金等)の価額の合計額から基礎控除(額通常四〇万円)を差し引いた残額に対してかかります。

三、配偶者控除 夫婦の間で居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭が贈与されたときで一定の条件に該当する場合は基礎控除のほかに別に一六〇万円までの配偶者控除が受けられます。

四、納期の延長 税額が三万円をこえて、一時に納付することが困難な場合には担保を提供して、五年以内の延納を受けられる。

五、期限後申告 三月十五日の期限までに申告と納税をしないと、余分な無申告加算税や延滞税がかかつたり延納ができなくなつたりします。

所得税の確定申告と納税

- ◆ 所得税の確定申告は二月十六日から始まり納税の期限は三月十五日までになつております。
- ◆ 所得税の確定申告をしなければならぬ人は、昭和四十三年度中の各種の所得金額が、各種所得控除の合計額をこえる人です。
- ◆ サラリーマンで確定申告が必要なのは、
 - ・ 給与の収入金額が五百万円をこえる人。
 - ・ 一ヶ所から給与をうけている人で給与以外の所得が五万円

をこえる人。

- ・ 二ヶ所以上から給与をうけている人で年末調整をされない給与と給与以外の所得との合計額が五万円をこえる人。
- ・ 同族会社の役員や、これらの人と親族関係などにあたる人で、その会社から給与のほか、貸付金の利子、店舗などの賃貸料、使用料などをうけている人。

◆ 確定申告をするとき、生命保険料控除、医療費控除等の適用をうけるためには、その支払証明書、領収書等を必要とします。

◆ 所得税の還付について
源泉徴収や予定納税などで税額が年税額よりも多く納めた場合には確定申告によつて税金の還付をうけることができます。

◆ 三月十五日の期限までに申告と納税をしないと、余分な無申告加算税や延滞税が課せられたり延納ができなくなります。

◆ なお国税(所得税、贈与税等)の申告を必要とはしないが、県税個人事業税を申告しなければならぬ方も、国税申告と同時に申告して下さい。

もうすぐ一年生

幼稚園の子どもたちは元気に遊んでいます。お友だちや先生ともお話し出来るようになりました。もうすぐ小学一年生です。写真はお母さんとゲームに興じる園児たち(分園で撮す)



贈与税の申告と納税の注意

一、贈与税の申告は二月一日から始

今年の米づくりの方向をきく!!

福島県農政部長 早川理久

【問】 昨年の稲作は、水陸稲あわせて、五五五、〇〇〇トンと云う収放量で福島県としてはまた記録を更新することになるが、この裏には農家並びに指導陣のなみなみならぬ苦勞があつたと思うが

【答】 昨年の天候は田植えの初めから必ずしも順調とはいえないかつたね。それで活着が悪く、初期生育がおくれ下位分けつが減少傾向を見せた。又、登熟期にはいつてからの気温低下、日照不足も心配だつたね。全穀を通じて稲作にとつては不良の経過をたどつたと云つて良い。それにもかかわらずこのように前年にまさる収穫をあげることができたのは作付面積が増えたことにもよるが、指導者と農家の形にあらわれない努力の結果ともいえよう。振り返つてみるとまず指導陣は生育期間中天候の推移と水稲生育状況に応じた稲作指導を積極的に行なつた。次に稲作農家が忠実にその指導を受けいれ、懸命に実行したという事実を各指導者が口をそろえている。こゝろ言う事から農家の生産意欲とたゆまぬ努力が不良天候を克服し指導陣と農家の密着した稲作技術の勝利であると理解している。

【問】 そういう技術の勝利が米の需給不均衡、過剰米生産というような論議を呼ぶとは生産者としては不本意だと思ふが。

【答】 技術の勝利は勝利として、我々は大いに誇つていいのじやないか、それと過剰米とか生産者米価とかはつきり離して見るべきだと私は思つている。夏以来米の問題が大きく騒がれ、米の買いあげを制限するとか、米の作付面積は減らすとか、作付転換を促進するなどマスコミを賑わし討議もくり返されてきた。しかし、これと農家の皆さんが「米」を安定増収する省力栽培して収量増を期すると云う事は別個の問題じやないかな。生産者としても今まで「米」について予想もしなかつたことが大つびらに論議されたので非常に迷惑に思つたに違いない。しかし現在の段階では福島県では米づくりの推進の基本方針はまったく変

えるつもりはないし、良い米を安定的によけいに生産する姿勢で進めることを年頭に當つて申上げた。このことは昨秋、福島県を含む東北、北海道、北陸、十一道県の知事会並びに部長会議で(1)米の全量買い上げ(2)生産費所得補償方式による米価の決定(3)予約概算金の支払い、と云う食糧制度の根幹は堅持されなければならないことを提案していることでもおわかりのこと、と思う。言いかえれば昭和四十一年から実施している四・六米づくり運動の基幹となつている安定、多収、省力という三つの目標は変える必要はないし、十アール当り六百キロの平均収量の達成を期して米づくりを推進するということである。生産者の皆さんは多少迷つているかも知れないが迷わないで進んでいただきたい。ただ今後は米の質を良くすると云う努力を今まで以上に積み重ねて行かねばならない。一昨年は浜通り地方の一部に穂発芽が発生して収穫乾燥法の検討の必要性を感じたため昨年はさらに米質を良くするためにも、技術の検討を加えねばならない必要性を強く感じたので関係者にその技術対策を検討させた。

【問】 米づくりに対する基本姿勢をお伺いしたいが具体的な技術構想について説明ねがいたい。

【答】 いま云つたように昨秋県の関係技術陣を集めて昭和四十四年度にそなえて稲作の指導指針を検討したい。本県農業発展の根幹はやはり安定的な稲作であり、それは何んといつても農家経済を高める原動力であるという事を確認したわけで、結論的にいえば安定、多収、省力による良質米の生産を基本目標とする四・六米づくり運動を強力に推進するということにつきる。

【問】 そのための具体的技術対策は。

【答】 この検討会で得た技術対策をまとめて十一月二十六日付で県関係の出先機関および関係団体に四十四年度稲づくり体制をとるのいるよう指示したが、その内容はおゝむね次のようなものである。

●水田の高度利用をはかる
農業生産の総合的拡大をはかるため適地には田畑輪換とか、水稲前後作を導入するなどにより水田の高度利用を促進するように指導を強めて行く。

しかしこれは作付転換を積極的にするという意味ではない。適地には田畑輪換とか裏作を強くすすめるが、それは不適地にもむりにすすめるということでない。現在の段階で米をやめて他にやるものがあるかという点、答は簡単でにくい実情である。

●品種の選定について
その地域にあつた早生、中生、晩生種の適正な組合せと品種の統一をはかるよう指示した。各地域ではこれに即して奨励品種の普及率の向上をすすめるようにする地方別に指示した主な奨励品種は次のとおりである。

- (1)中通り地方
セキミノリ、フジミノリ、ササニシキ、農林二十一号
- (2)会津地方
(3)浜通り地方
(4)山間高冷地
フクニシキ、さわにしき、ブジミノリ、チョウカイ

●産米の改善をすすめる
今年はずくに良質米の生産ということを頭において生産に励んでいただきたい。良質米を生産するために技術対策として、倒伏の防止、適期落水、適期刈り取り、棒架けの励行、適期脱穀調整、火力乾燥法の改善など農家の皆さんにご努力ねがわねばならない点がある。

このようなことを骨子として各関係機関に指示し、農家の皆さんの稲作指導に万全を期することにした。

今年もまた折にふれ昨年のように「米」の問題が社会面を賑わすかも知れない。しかし、福島県としては、現在の段階では、いまだ述べた基本姿勢で指導していくので農家の皆さんも、一昨年と昨年と示した指導陣の技術受入れの熱意を、今年もまたみせていただきたい。そして、国民食糧生産の一翼をになう福島県農家の意気を広く天下に示してみせていただきたいと考えている。

△農友一月号より転載▽

文化財を守ろう

研究調査会で清掃作業

村内の有志で結成されている郷土研究調査会(会長遠藤輝之助氏)では、さる一月二十四日文化財保護デーの一環事業として、村内の重要史跡である泉崎横穴、踏瀬観音山磨崖供養塔群(俗に五百羅漢という)の清掃奉仕作業を実施し併せて研究事項の発表があり大きな成果をおさめた。

なお昨年収集を始めた民俗資料(生活用具、農耕機具、馬具その他)も引続きあつめ充実した資料室をつくることになった。

現在第一小学校旧校舎には明治百年記念事業の際寄贈をうけたもの三十八点を常時展示してありますのでご覧下さるようお願いいたします。

なお今後の収集の際にも是非御協力を賜わるようお願いいたします。【写真は会員の清掃奉仕】



飼犬の取締強化

このほど県飼犬取締条例の一部改正があり題名も「犬による危害の防止に関する条例」として昭和四十四年一月一日から実施されています。

最近放し飼いの犬や野犬等の被害もますます増加する状態ですので、今度の改正で犬の被害から住民を守るために制度の強化をはかつたものです。

◇改正のおもなこと
・飼い犬は必ず丈夫な綱、鎖でつなぐか、おりに入れておく

こと。

・畜犬登録、狂犬病予防注射を受けること。この場合であっても放し飼いをしているときは捕獲抑留します。

・犬が人や家畜に危害を加えることを防止するため、緊急の必要があるときは、区域、期間を定めて野犬、放置犬などの薬殺処分を行うことができようになりまし。

犬の放し飼いをやめましょう

水道の出しつばなしはやめましょう

みなさんもごぞんじのようになっています。一年中で一番水が少なく、又、一番寒い時です。

水道管の凍るのを恐れて、夜間水をだしたままにしておく家庭が多いように思われます。昼夜兼行で揚水しておりますがそのために貯水槽にたまるいとまがなく断水のやむなきにいたりますので、水道の夜間放流をやめるよう各家庭のみなさんのご協力をお願いいたします。

共同生活を通して

農業経営、酪農業経営の実習

県立白河開招指導農場では昭和四十四年度実習生を次の要項で募集しています。

資格

・年齢十五才以上の男子で開拓農協長又は町村長の推せんをうけたもので一般農業、酪農業の後継者として精進しようとする心身ともに健全なもの。

修業年限

昭和四十四年四月から四十五年三月迄の一年間

募集人員 二十名

科目

- ・一般教養
- ・酪農業経営
- ・酪農技術
- ・手続き

手続き

- ・親権者の連署の入場願書
- ・履歴書(市販のものでよい)
- ・戸籍抄本
- ・身体検査書
- ・写真(半身脱帽で正面向名刺判)
- ・卒業証明書又は見込み証明書
- ・入場志願に関する調査書
- ・推せん書

選考

期日、場所等申込者に通知する

火災予防運動

二月二十八日より

火災シーズンになりまうた。皆んなで注意して火災を出さないようにしましょう。

選考の方法

- ・筆記試験
- ・中学卒業程度の国語、数学、理科、社会について実施する
- ・口述試験

農場の実務及び共同生活にたえ得る心身を保持し入場後支障をいたすおそれがないかどうかについて審査する。

入場許可

選考により入場適当と認められた場合、農場長より入場許可の旨と入場に必要書類と共に通知する。

なお入場後の研修方法や共同生活の方法、経費等の詳細については村役場産業課に問合せるか直接農場に照会して下さい。

慶弔欄

◎出生おめでとうございます

- | | | | | |
|--------|----|--------|----|-------|
| 橋本百合子 | 父名 | 寅勝 | 住所 | 泉崎休場山 |
| 菊地 人美 | 清人 | 北平山堂ノ下 | | |
| 寺山 尚美 | 一臣 | 泉崎八斗蒔 | | |
| 田崎 栄子 | 俊雄 | 関和久漆久保 | | |
| 田崎 勝明 | 明 | 関和久瀬知房 | | |
| 田崎 佐智恵 | 文男 | 北平山竹ノ内 | | |
| 田崎雄一郎 | 淳 | 関和久上町 | | |
| 木野内恵美子 | 久雄 | 北平山古内 | | |
| 野崎 伸寿 | 靖之 | 泉崎離山 | | |
- ◎謹んでお悔み申し上げます

氏名

- | | | | |
|-------|----|---------|---------|
| 大沢 武夫 | 才 | 住所 | 関和久字瀬知房 |
| 有賀 タネ | 70 | 太田川字居平 | |
| 緑川 博 | 60 | 関和久字瀬知房 | |
| 田崎 タカ | 85 | 関和久字上町 | |
| 箭内 スイ | 81 | 踏瀬字踏瀬 | |
| 鈴木 忠治 | 76 | 北平山字山寺 | |
| 瀬戸 ツネ | 83 | 太田川字二ツ堂 | |
| 西横 芳松 | 79 | 関和久字上町 | |

住民税(村、県民税)の申告は三月十五日まで

忘れず、遅れず、済ませせしめよう。
なお申告の相談は三月初旬各支部毎に実施する予定ですが、期日はおつてお知らせします。(税務課)